

四複齋茜第154号
令和3年9月30日

齋場予約等システム利用者 各位

四市複合事務組合
馬込齋場長 白土 太
しおかぜホール茜浜齋場長 矢島 明彦

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る齋場施設利用について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令及びまん延防止等重点措置により令和3年1月8日付け四複齋茜第117号及び令和3年4月26日付け四複齋茜第20号により、施設利用の制限について通知したところです。

令和3年9月30日をもって緊急事態宣言が解除されることに伴い、令和3年10月1日より施設利用について下記のとおりとしますのでご協力をお願いします。

なお、取扱いを見直す場合は改めて通知します。

記

1. 施設全般について

- ・ 来場される方の人数をなるべく少なくするようご配慮ください。例えば家族葬などもご検討ください。
- ・ 葬家や参列者同士が密集しないよう座席の配置を工夫する等、間隔をあけるようご配慮ください。
- ・ 手洗いの徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等に努め、施設内に設置する手指消毒剤をご利用ください。
- ・ 齋場施設内での会話は可能な限り真正面は避け、大声を出さないようご配慮ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触の疑いのある方や発熱など体調の悪い方は来場を控えてください。
- ・ 諸室での換気を行うため、冷暖房が十分でないことがありますので、衣類による調整をお願いします。
- ・ 施設使用料の支払いについては、葬祭業者を通じての支払いも可能とする取扱いとします。
- ・ 通夜振舞及び火葬に係る控室及び待合室での飲食は可能といたしますが、多人数での会食は避けるようにしてください。また、特別な事情のない限り大皿料理は避けて、料理はできるだけ個々に提供するようにしてください。
- ・ 酒類の提供（持ち込み）は、引き続き禁止いたします。
- ・ 売店での酒類の販売は、引き続き休止させていただきます。

2. 火葬について

- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の予約については、予約システムによらず、直接斎場へ電話にて行ってください。
※利用における注意点等を直接伝えさせていただきます。
- ※一般火葬については、従前どおり予約システムにより予約をお願いします。
- ・火葬に係る待合室及び控室の利用については20名程度までをお願いします。

3. 遺体保管室及び霊きゅう自動車について

- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の利用は、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html）」に記載する内容に留意してください。
- ・霊きゅう自動車を利用する際の遺族の同乗は全て休止とします。

4. 収骨室について

- ・収骨中の来場者同士の会話は控えてください。
- ・収骨室への入室を10名程度とし、収骨を交代で行うなどご協力ください。

※新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の施設利用について、通常のとおりと異なりますので、各葬儀業者におかれましては、葬儀に係る遺族との打ち合わせ前に必ず利用する各斎場にご確認ください。

問合わせ先

馬込斎場 047-438-1151

しおかぜホール茜浜 047-409-9270